

審査の流れ

納税者から審査申出書の提出

※期間: 台帳登録の公示の日～納税通知書の受取後3か月

固定資産評価審査委員会

形式審査

- ・提出期間内か
- ・審査申出人の資格があるか など

要件を
満たさない場合

却
下

要件を満たす場合

実質審査

原則として、書面審理により、審査を進めます。

※書面審理 ⇒ 審査申出書のほか、市長から弁明書、
審査申出人から反論書の提出を求め、
それらの書類により争点を明らかにして
審理を行います。

書面審理のほか、次の手続を行う場合があります。

- ① 口頭意見陳述
- ② 口頭審理
- ③ 実地調査

審査の決定

却 下

棄 却

全部または一部
の認容

決定に不服がある場合

決定処分の取消訴訟

決定があったことを知った日から6か月以内